（知財様式８）

【プロジェクト番号】

　　年　　月　　日

専用実施権等設定・移転承諾申請書

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　殿

（契約者又は知的財産権の譲渡等の権限を有する者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究機関名 | ： |  |
| 所属 役職 | ： |  |
| 氏名 | ： |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 研究開発プロジェクト名 |  |
| 分担研究開発プロジェクト名  （該当する場合） |  |

上記委託研究開発成果に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定・移転の承諾をしたいので、申請します。

なお、専用実施権等の設定若しくは移転を受ける者に　　年　　月　　日付の同委託研究開発に関する委託研究開発契約書第１０条第１項各号及び第１２条を遵守することを約定させます。

記

１．専用実施権等（注１）を設定・移転の承諾をしようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（注２）、  番号（注３）及び名称（注４） | 設定又は移転元住所、名称 | 設定又は移転を受ける者の  住所、名称 |
|  |  |  |

２．承認を受ける理由（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する）

（１）当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効率的に活用されるか。 (産業技術力強化法第１７条に基づく観点)

（２）当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第４１条に基づく観点）（注意事項）

（注１）特許法第７７条に規定する専用実施権、特許法第３４条の２に規定する仮専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいいます。

（注２）特許権又は特許を受ける権利、実用新案権又は実用新案権を受ける権利、意匠権又は意匠を受ける権利、回路配置利用権、育成者権のうち該当するものを記載してください。

（注３）当該種類に係る設定登録番号を記載してください。ただし、仮専用実施権については特許出願番号を記載してください。

（注４）特許権又は特許を受ける権利については発明の名称、実用新案権又は実用新案権を受ける権利については考案の名称、意匠権又は意匠を受ける権利については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載してください。